

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関するベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の購入	300,000千円 -----	2020.1.6 ハノイで (同日)	日本側 梅田邦夫在任ベトナム大使 グエン・チー・ザイン側 ベトナムにおける不発弾及び有毒物質の戦後の結果の克服のための国家指導委員会常務委員会委員長 日本側 梅田邦夫在任ベトナム大使 ライ・タイエツ・ロン側 官房長官	2020.2.10 37号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関するベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の購入	500,000千円 -----	2020.1.9 ハノイで (同日)	日本側 山田滝雄在任ベトナム大使 グエン・タイエツ・ロン側 保健大臣代行	2020.1.23 19号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関するベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の購入	2,000,000千円 -----	2020.9.7 ハノイで (同日)	日本側 山田滝雄在任ベトナム大使 グエン・タイエツ・ロン側 教育訓練大臣	2020.9.28 410号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関するベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の購入	774,000千円 2028.12.31まで -----	2020.9.10 ハノイで (同日)	日本側 山田滝雄在任ベトナム大使 フン・スアン・ニャ側 公安副大臣	2020.11.10 440号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。